



# ヨシ群落保全のこれから

## 滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖政策課

### はじめに

日本は古くから、「豊葦原中国(とよあしはらのなかつくに)」と形容されるほど、ヨシが豊かに広がる地域でした。世界有数の古代湖である琵琶湖にも古来よりヨシ原が広がり、その景色は琵琶湖の原風景に織りこまれた重要な自然環境でした。

琵琶湖やその周りに暮らした人々には、ヨシ原が広がる景色は心のよりどころであると同時に、生活に欠かせないヨシ製品の供給源であり、魚類の産卵繁殖場・生息場でもあることから、重要な漁場でもありました。このように、ヨシ原は人々の生活の中に深くかかわる大切な環境であったと考えられます。

琵琶湖やそこに広がるヨシ原は私たちの生活を支え、限りない恩恵をもたらしてきましたが、社会経済の発展による食糧増産のための湖辺域の改変や、石油化学製品の普及など利便性を求める生活様式の変化により、ヨシ群落が増減し、人とヨシとの関わりが希薄化してきました。



琵琶湖のヨシ群落 (長浜市湖北町延勝寺付近)

### ヨシ条例制定の経緯

1977年(昭和52年)に琵琶湖で富栄養化現象である淡水赤潮が大規模に発生し、大きな社会問題となりました。赤潮発生を契機に1980年には琵琶湖富栄養化防止条例が施行され、滋賀県では総合的な水質保全対策が進められました。このような社会情勢の中、健全な琵琶湖を取り戻すためには、

水質改善のほかに琵琶湖の生態系保全を進める必要があると考えられるようになりました。

そこで、当時の西ベルリン、ハーフェル湖のヨシ群落の保護を目的とした、ヨシ群落保護法を参考に、1992年(平成4年)に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落保全に関する条例(ヨシ条例)」が制定されました。ヨシ条例の前文には「私たちも自然界の一員であるとの認識に立ち返り、県民一人ひとりが、自然にやさしい暮らしを心がけ、自然の生態系の仕組みに目を向けていかなければならない。」という文章が掲げられています。当時は生態系の保全を趣旨に掲げた法令はなく、希少生物でないヨシ等の抽水植物を生態系の重要な要素として保全する先進的な条例であったといえます。

### ヨシ条例の概要

ヨシ群落はヨシが一面に広がった風景を想像しますが、実際の群落を観察してみると、ヨシだけでなく、マコモやウキヤガラ、ヤナギなど様々な植物から成り立っています。そのため、ヨシ条例ではヨシやマコモなどの抽水植物の群落やヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落として定義し、その保全を図っています。(図1)。

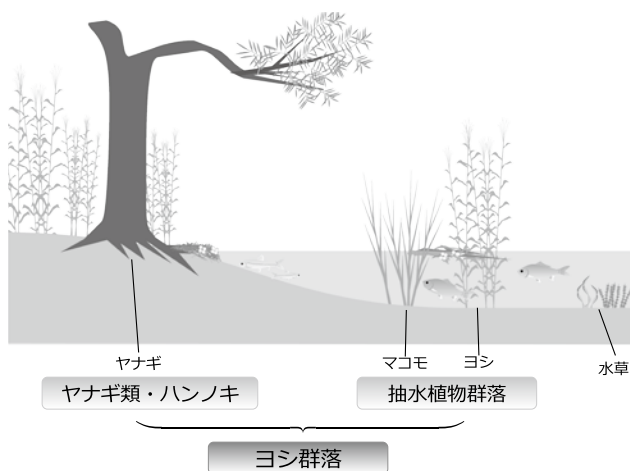


図1 ヨシ条例におけるヨシ群落の概念図

ヨシ条例は大きく分けて「守る」「育てる」「活用する」の三本柱で、ヨシ群落の保全を進めることと定められています。